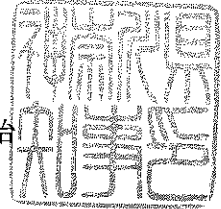


水第 1740 号
令和 3 年 10 月 19 日

神奈川県漁業調整委員会会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮に
ついて（諮問）

神奈川県漁業調整規則第 12 条第 3 項及び同第 16 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり定めた
いので、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 5 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

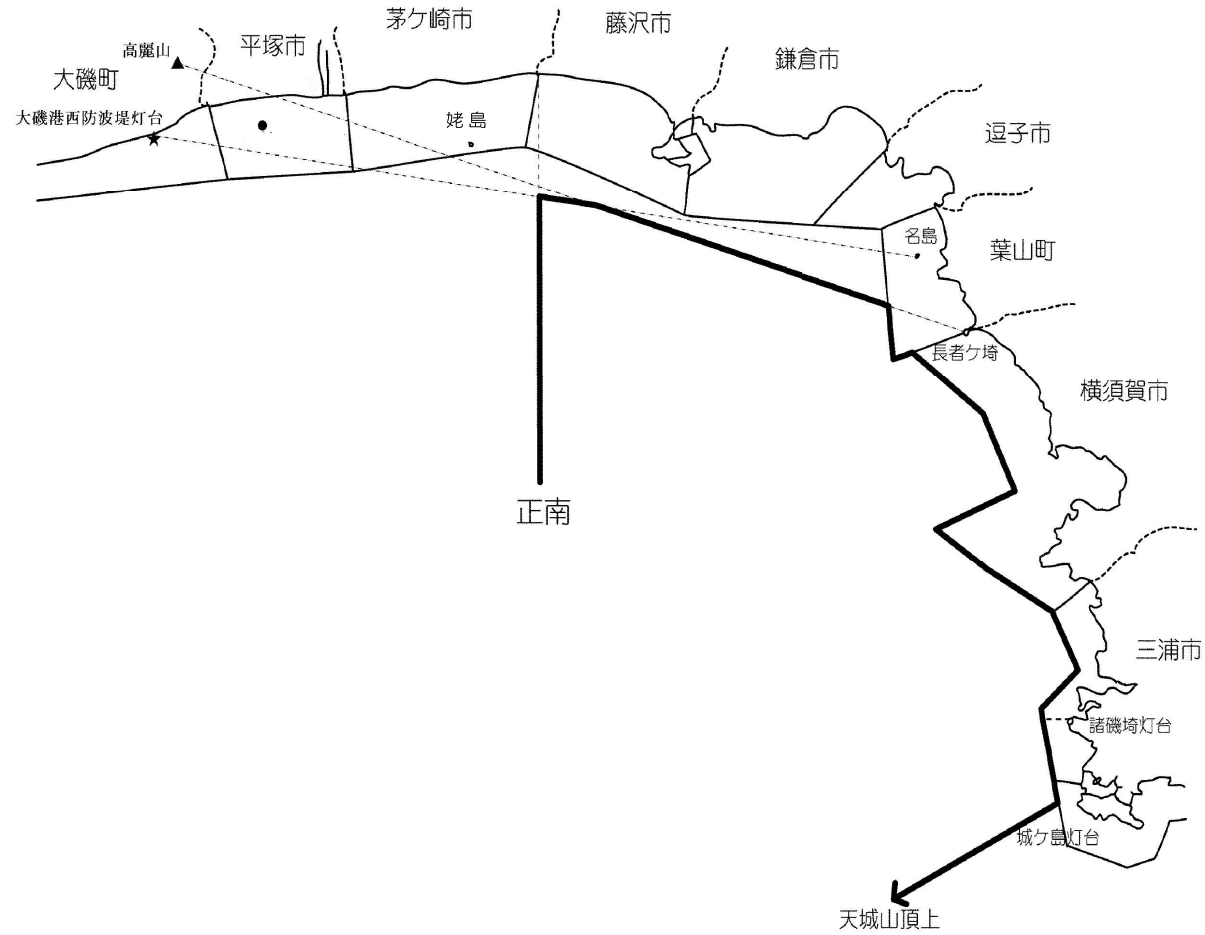
許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可の有効期間	許可又は起業の認可を申請すべき期間
ひらめ一枚網漁業	2	定めなし	三浦市三崎町城ヶ島灯台と静岡県伊豆市天城山頂上との見通し線から、藤沢市、茅ヶ崎市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線に至る神奈川県海面。 ただし、横須賀市秋谷長者ヶ崎突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の 3 点を順次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。	11 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	横須賀市長井に漁業根拠地を有している者	漁具の規模は次のとおりとする。 1.目合 15 cm 以上 2.網丈 4.5m 以下	令和 3 年 12 月 27 日から令和 8 年 10 月 31 日まで	令和 3 年 11 月 12 日から同年 12 月 11 日まで

操業区域

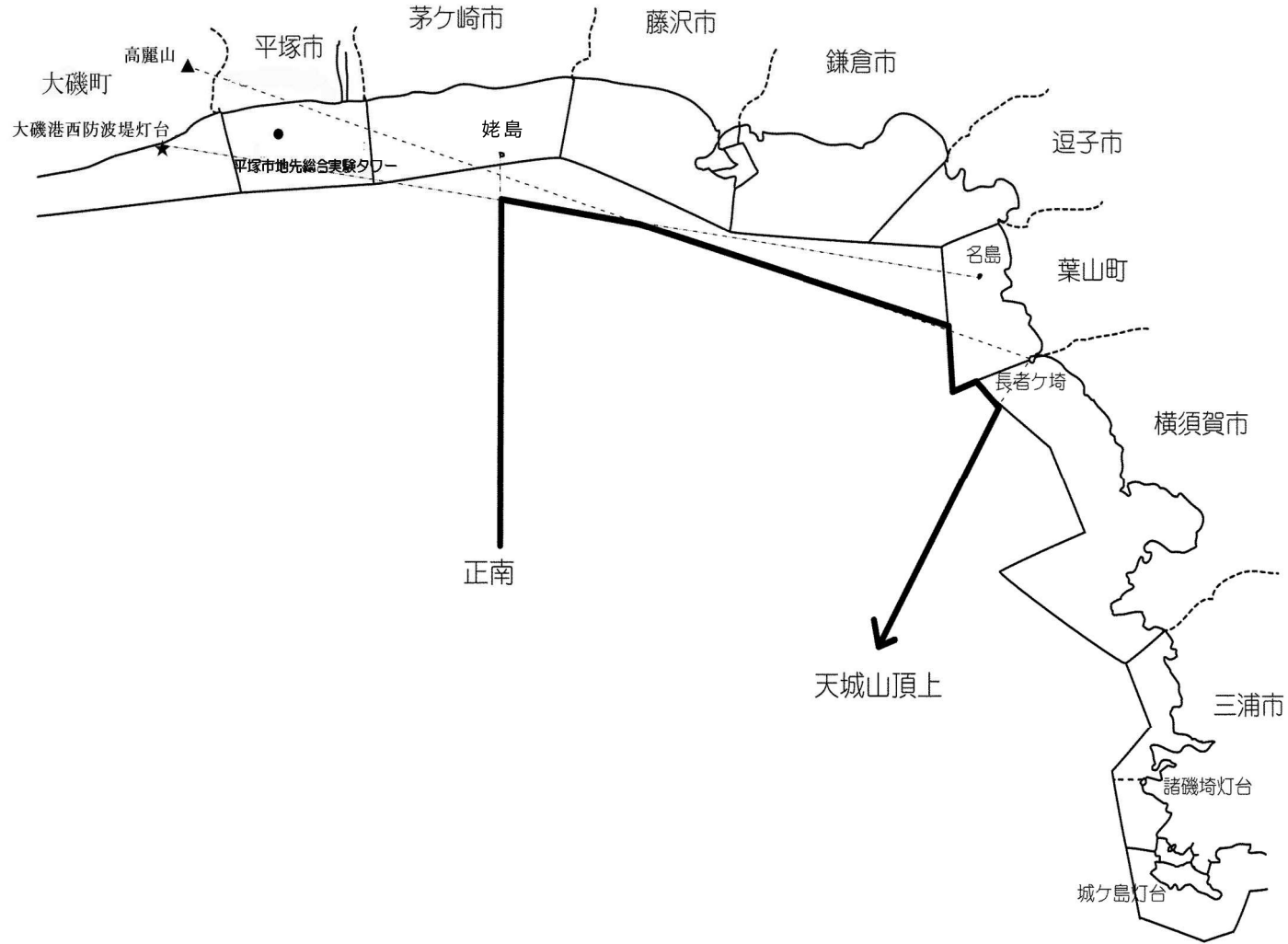
三浦市三崎町城ヶ島灯台と静岡県伊豆市天城山頂上との見通し線から、藤沢市、茅ヶ崎市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線に至る神奈川県海面。

ただし、横須賀市秋谷長者ヶ埼突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の3点を順次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。



同上	3	同上	<p>横須賀市秋谷長者ヶ埼突端と静岡県伊豆市天城山頂上との見通し線から、茅ヶ崎市地先姥島頂上より正南の線に至る神奈川県海面。</p> <p>ただし、長者ヶ埼突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の3点を順次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。</p>	同上	藤沢市片瀬海岸、江の島、片瀬に漁業根拠地を有している者	同上	同上	同上
----	---	----	---	----	-----------------------------	----	----	----

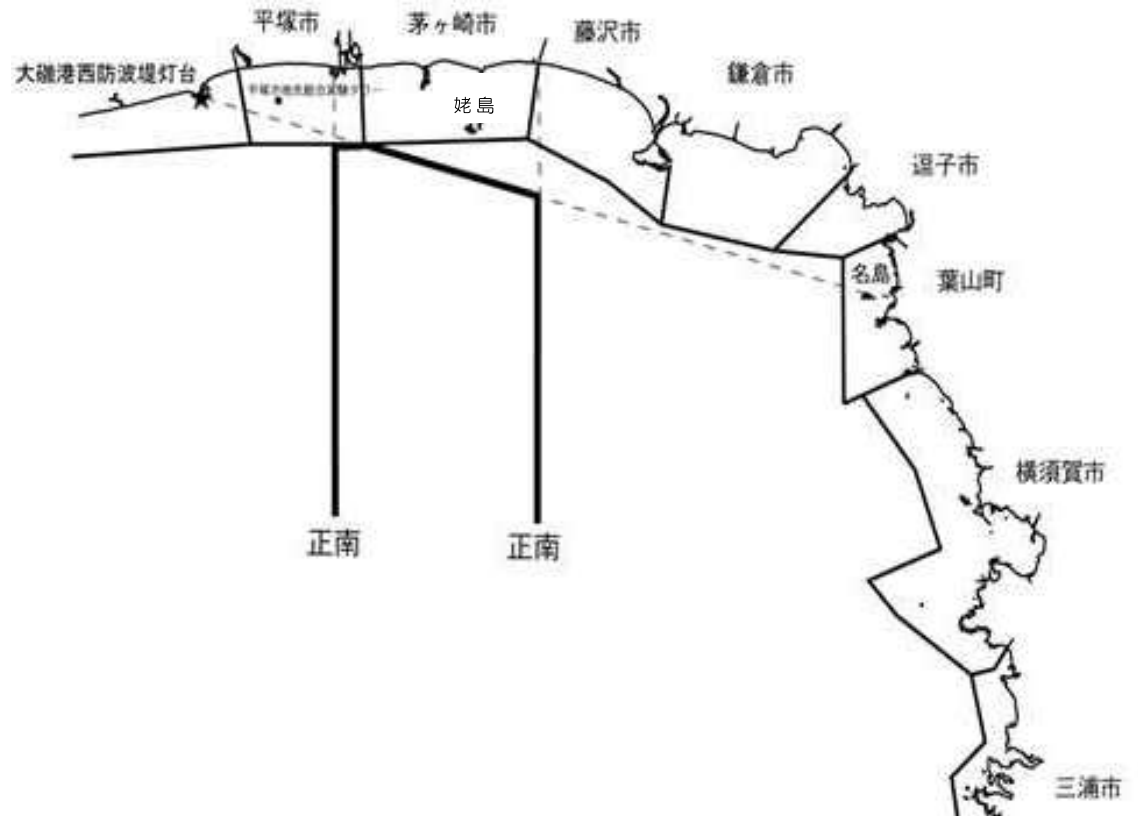
横須賀市秋谷長者ヶ埼突端と静岡県伊豆市天城山頂上との見通し線から、茅ヶ崎市地先姥島頂上より正南の線に至る神奈川県海面。ただし、長者ヶ埼突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の3点を順次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。



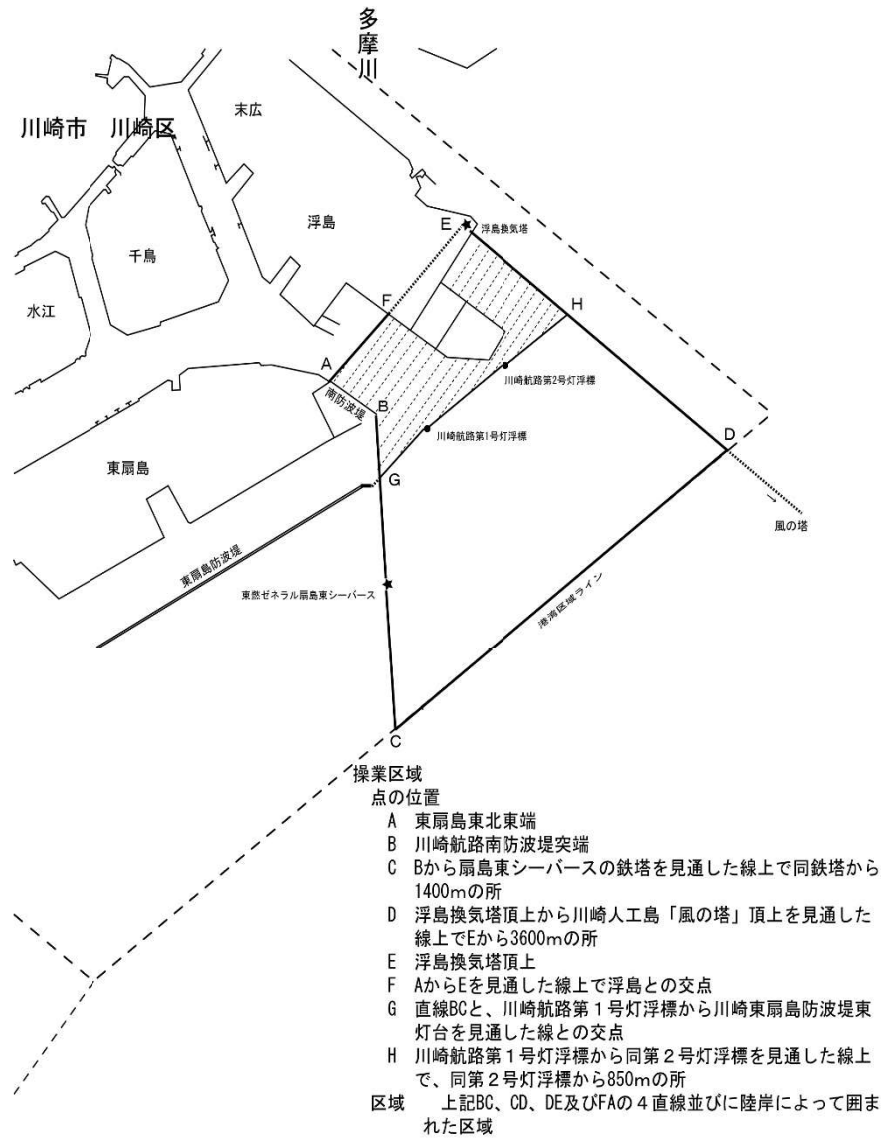
ひらめ 一枚網 漁業	1	同上	茅ヶ崎市、藤沢市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線から、平塚新港南防波堤南端より正南の線に至る神奈川県海面。 ただし、三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線以北の区域及び共同漁業権の漁場の区域を除く。	11月1日から翌年4月30日までただし、平塚市地先にあつては12月1日から翌年3月31日までとする	茅ヶ崎市に漁業根拠地を有している者	同上	令和4年1月13日から令和8年10月31日まで	同上
------------------	---	----	---	---	-------------------	----	-------------------------	----

茅ヶ崎市、藤沢市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線から、平塚新港南防波堤南端より正南の線に至る神奈川県海面。

ただし、三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線以北の区域及び共同漁業権の漁場の区域を除く。



かれい 三枚網 漁業	1	定め なし	<p>A 東扇島東北東端 B 川崎航路南防波堤突端 C Bから扇島東シーバースの鉄塔を見通した線上で同鉄塔から1400mの所 D 浮島換気塔頂上から川崎人工島「風の塔」頂上を見通した線上でEから3600mの所 E 浮島換気塔頂上 F AからEを見通した線上で浮島との交点 G 直線BCと、川崎航路第1号灯浮標から川崎東扇島防波堤東灯台を見通した線との交点 H 川崎航路第1号灯浮標から同第2号灯浮標を見通した線上で、同第2号灯浮標から850mの所 上記BC、CD、DE及びFAの4直線並びに陸岸によって囲まれた区域</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p> <p>ただし、操業区域のうち、点F、A、B、G、川崎航路第1号灯浮標、同第2号灯浮標、点H及び浮島換気塔を順次結んだ線並びに陸岸によって囲まれた区域については、4月1日から12月31日まで</p>	横浜市鶴見区に漁業根拠地を有している者	—	令和3年12月24日から令和8年11月17日まで	同上
------------------	---	----------	---	--	---------------------	---	--------------------------	----



操業期間 1月1日から12月31日まで

ただし、操業区域のうち、点F、A、B、G、川崎航路第1号灯浮標、同第2号灯浮標、点H及び浮島換気塔を順次結んだ線並びに陸岸によって囲まれた区域については、4月1日から12月31日まで